

(公財) 福岡県スポーツ協会補助金に係る留意事項

(1) 補助金を請求するにあたっては、領収書（または支出証拠書類等）の原本を提出すること。

ただし、やむを得ない理由がある場合には、コピーの提出も可能とする。

その際、原本を提出できない理由を明記し、加盟団体印を押印の上、(公財) 福岡県スポーツ協会に提出すること。（提出様式は問わない）。

なお、(公財) 福岡県スポーツ協会から求めがあれば、速やかに原本を提示すること。

(例) ○○協会での監査を受ける際に必要なため
原本と相違ないことを証明します。

福岡県○○○協会
代表 ○○○○

印

(2) 押印の取扱いについて、「交付申請書」、「謝金領収書」、「交通費支払調書」は、

「署名又は記名押印」で事務処理すること。

「希望調査」「申込書」「推薦書」「報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。

「交付申請書」、「謝金領収書」、「交通費支払調書」「領収書（支出証拠書類）等」は、郵送
「希望調査」「申込書」「推薦書」「報告書」は、メールでも可

(3) 公益財団法人福岡県スポーツ協会事業補助金交付要綱が一部改正されています。

①申請書の提出期限が、「事業実施の1ヶ月前または、**12月15日**までのいずれか早い期日まで」となりました。

②報告書の提出期限が、「事業完了後1ヶ月以内または、**4月5日**までのいずれか早い期日まで」となりました。

③昨年度より、【対象経費】の項目、「通信運搬費」が「役務費」に変更しました。
内容について、具体的に記載しています。